

この書式は、傷病<sup>\*1</sup>が理由で登校できない場合に(公認・定期試験)欠席届に添付する必要証明書です。(公認・定期試験)欠席届とともに大学<sup>\*2</sup>に提出してください(別途診断書等が発行された場合はこれに代えることができます)。

大学確認欄

【本人記入欄】

令和 年 月 日

下記事由により欠席しましたのでお届けします。

学生番号 \_\_\_\_\_

学生氏名 \_\_\_\_\_

【医療機関証明欄】

## 傷病証明書

患者氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 昭和・平成 年 月 日生

傷病名 \_\_\_\_\_

上記傷病のため \_\_\_\_\_ 年 月 日～ \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

療養を( 要します ・ 要しました )。

\_\_\_\_\_ 年 月 日から登校を許可します。

上記のとおり証明します。

年 月 日

医療機関名・住所・医師名

㊞

## 学校が予防すべき感染症について

学校保健安全法施行規則第 18 条において、第 1 種～第 3 種の学校が予防すべき感染症の詳細は下表のとおりです。(平成 24 年 3 月改正 4 月 1 日施行)

	感染症名	出席停止期間
第 1 種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで
第 2 種	インフルエンザ〈鳥インフルエンザを除く〉	発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日まで
	百日咳	特有の咳が消失、または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出た後 5 日経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん(3 日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで
第 3 種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※1 ① 正課中・学校行事・通学中・部活動中の怪我

② 学校が予防すべき感染症(表参照)

③ ①・②以外の傷病

※2 提出先：○公認欠席届&傷病証明書⇒保健室(理由①・②)

○定期試験欠席届&傷病証明書⇒教務課(理由①・②・③)